

# 保育所のあり方について

## 保育所の概要

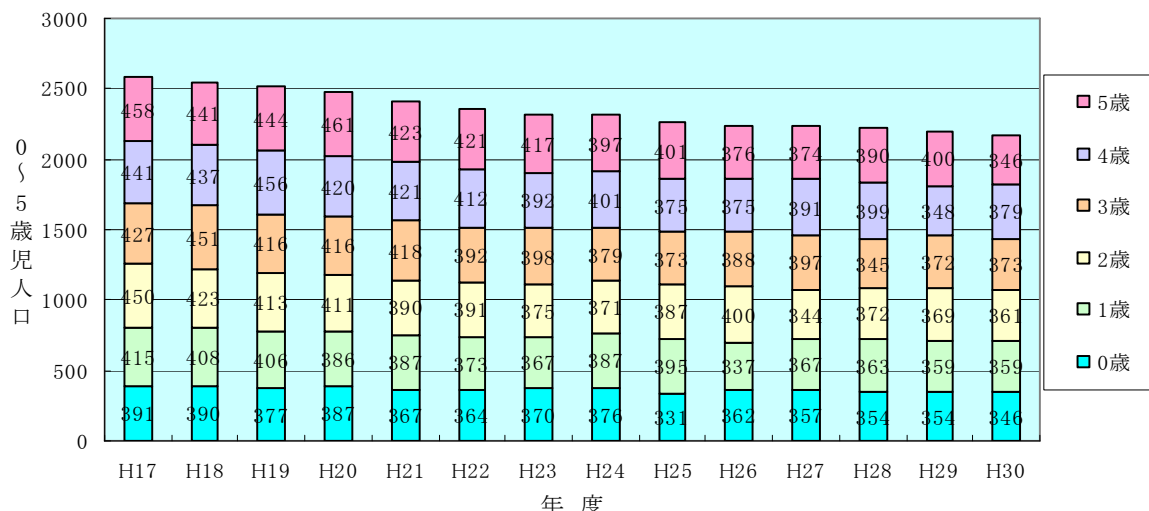
平成26年3月

南あわじ市保育所のあり方検討委員会

### 1. 児童数の現状

1) 児童数の推移は、子どもの0～5歳児人口は、平成25年4月1日現在、2,262人で、平成17年4月1日0～5歳児2,582人と比較して、12.4%減少しており、将来の人口フレームにおいても、市全体として減少傾向である。

図1 児童人口の推移(0～5歳児)



注意 1 各年4月1日現在の0～5歳児人口を表しております。  
2 平成26年度以降は推定数値を表しております。

### 2) 核家族化の進行

国勢調査による市の総人口は減少していますが、世帯数は増加しています。昭和60年と平成22年を比較して、世帯数は1,491世帯増加しています。このことは、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることを示している(表1)。

表1 世帯数等の推移

年度 項目	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	15,490	16,017	16,716	17,140	17,044	16,981
総人口	57,690	57,526	56,664	54,979	52,283	49,834
平均世帯人員	3.72	3.59	3.39	3.21	3.07	2.93

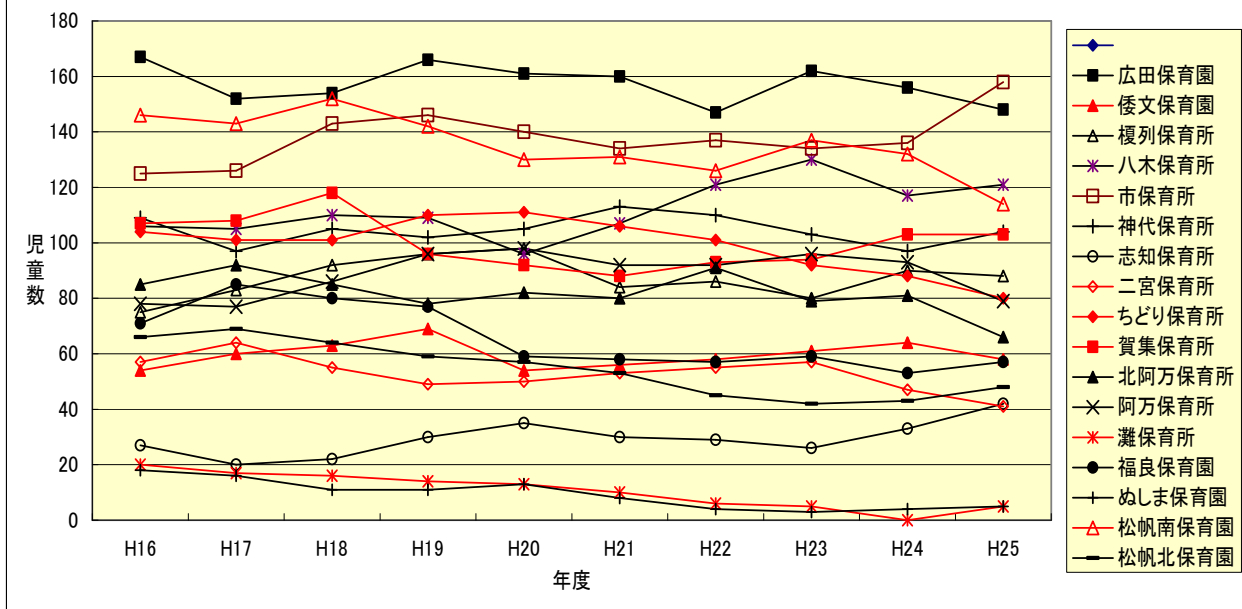
注意：国勢調査資料から

### 3. 保育所(園)の現状

#### 1) 園児の入所人数

市の認可保育所は、平成25年度4月の児童入園数は、1,317人です。過去からの推移は図2のとおりです。

図2 保育所(園)園児の入所者数の推移【受託児童を含める】



## 2) 保育サービス

保育サービスは、公立保育所(園)及び私立幼稚園は、通常平日(祝祭日を除く。8時から16時)及び土曜日午前(祝祭日を除く。8時から12時)の通常保育となっております。公立、私立の主なサービスは次のとおりとなっている。

### ◎公立保育所(園)

#### ①保育サービスの向上

- ・一部の保育所を除き10か月の0歳児からの受入れ。
- ・入所手続きは市(書類受付は各保育所(園))が実施(広域入所も含む)。
- ・給食は保育所(園)で行い、食材から調理過程がわかる。  
きめ細かなアレルギー(卵、牛乳、エビなど)対応。手作りおやつを提供。
- ・栽培(水稻、野菜等)、クッキングなど園児と共に学ぶ食育活動の充実。
- ・発達障害児童の受入。
- ・校区ごとの保育所(園)と小学校の連携、交流。
- ・園外保育はいろんな施設訪問、散歩などの実施。
- ・遊具の安全点検や衛生面の点検を随時実施。

#### ②延長など保育サービスの実施

- ・志知保育所及びちどり保育所で一時保育サービスの提供。
- ・市保育所では7時から8時と18時から19時の有料型延長保育を実施。
- ・保育所(園)で延長保育サービス(無料)は16時から18時までの提供。

#### ③施設環境の整備

- ・耐震工事の実施。
- ・各部屋の冷暖房設備の充実。広田保育園、倭文保育園、市保育所、二宮保育所、ちどり保育所の乳児室は床暖房設備。

- ・遊具、保育材料の充実。
- ・体力向上など運動のできる園庭の確保
- ・年間を通して施設修繕。

#### ④送迎サービスの完備

- ・保護者の送迎を原則。

#### ⑤保育士の対応

- ・子どもと保護者には、各クラス担任、調理師、補助職員保育士が連携で愛情、責任、誠意をもつての対応。
- ・若い保育士から経験豊富な保育士と年齢を問わずして保護者や子どもの立場に立ち、判断で対応。
- ・保育所(園)、子どものことは連絡帳、園だより、クラス便りでの伝言。
- ・気にかかる子どもへの発育相談及び加齢対応。

#### ⑥地域との連携

- ・地域の子育て支援の拠点となり地域文化祭や行事への参加。
- ・老人クラブ、更生保護女性会などの各種団体との交流。

#### ⑦子育て相談などの体制

- ・通っている子どもの保護者や園庭開放時の子どもの保護者の育児相談。
- ・保護者対象の育児研修の実施。
- ・少し気になる園児に対して、保育所等巡回相談（心理士、保健師、家庭児童相談員等）の実施。

#### ⑧保育以外のサービス提供

- ・通っていない園児の対象親子に週1回の園庭開放サービス。

### ◎私立保育園

#### ①保育サービスの向上

- ・一部の保育園を除き2か月の0歳児からの受入れ。
- ・入所手続きは市（書類受付は各保育所（園））が実施(広域入所も含む)。
- ・給食は保育所(園)で行い、食材から調理過程がわかる。  
きめ細かなアレルギー(卵、牛乳、エビなど)対応。手作りおやつを提供。
- ・発達障害児童の受入
- ・校区ごとの保育所(園)と小学校の連携、交流。
- ・栽培(水稲、野菜等)、クッキングなど園児と共に学ぶ食育活動の充実。
- ・園外保育はいろんな施設訪問、散歩などの実施。
- ・自発性と創造性を養う上で、表現エリア、言語エリアなどを設け、園児自らの今日1日の生活を選択し、その中で、粘土、絵、読書などで今思い描いている創造を形として表現していただいております。
- ・子どものニーズ、保護者のニーズを敏速かつ的確にとらえ、柔軟な対応と質の高いカリキュラムを作成に取り組んでいます。

#### ②延長など保育サービスの実施

- ・松帆北・南保育園は7時から8時と18時から19時の有料型延長保育を実施
- ・保育所(園)で延長保育サービス(無料)は16時から18時までの提供。

### ③施設環境の整備

- ・各部屋の冷暖房設備の充実。
- ・遊具、保育材料の充実、点検。
- ・体力向上など運動のできる園庭の確保
- ・年間を通して施設修繕。

### ④送迎サービスの完備

- ・保護者の送迎を原則。

### ⑤保育士の対応

- ・子どもと保護者には、各クラス担任、補助職員保育士が連携で愛情、責任、誠意をもった対応。
- ・保育所(園)、子どものことは連絡帳、園だよりなどでの伝言。
- ・気にかかる子どもへの発育相談及び加齢対応。

### ⑥地域との連携

- ・地域の子育て支援の拠点となり地域文化祭や行事に参加。
- ・老人クラブ、更生保護女性会などの各種団体との交流。

### ⑦子育て相談などの体制

- ・保護者対象の育児研修の実施。
- ・少し気になる園児に対して、保育所等巡回相談（心理士、保健師、家庭児童相談員等）の実施。

### ⑧保育以外のサービス提供（実施または可能性）

- ・オリジナリティ（カラー）を十分に活かす広報活動を展開をしている。
- ・音楽の専門指導者を月に数回招いて、音域、声、リズムなどの奥深い教育を展開し、発表会では専門会場を利用し、園児の能力向上の支援。
- ・将来、小学校に導入される予定の英語教科に専門教師を招いて週1回程度のレッスンの実施。

## 4) 職員の配置

表2 認可保育所保育士の配置は、児童福祉法最低基準に基づいて配置

乳児（3人）：保育士（概ね1人）	1・2歳（6人）：保育士（概ね1人）
3歳（20人）：保育士（概ね1人）	4歳（30人）：保育士（概ね1人）

## 5) 施設の規模等

表3 認可保育所の面積基準【児童福祉法最低基準（省令）】

乳児又は満2歳未満の幼児	乳児室	1.65 m <sup>2</sup> /1人
	ほふく室	3.3 m <sup>2</sup> /1人
満2歳以上の幼児	保育室	1.98 m <sup>2</sup> /1人
	遊戯場	1.98 m <sup>2</sup> /1人
	屋外遊戯場	3.3 m <sup>2</sup> /1人

市内保育所(園)の建築年数は、25年以上経過している施設が多くあり、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合していない保育所(園)は9施設ありますが、そのうち耐震工事が完了している施設は平成24年度時点で6施設が完了しています。

## 6) 市内保育所(園)の所在地

市内には小学校17施設、公立保育所13施設、私立保育園4施設、公立幼稚園6施設、私立幼稚園1施設となっており、[図3](#)で示すとおり小学校区に保育所(園)・幼稚園が1から4施設があります。

表4 市内保育所・保育園の所在

### 1 公立保育所(園)

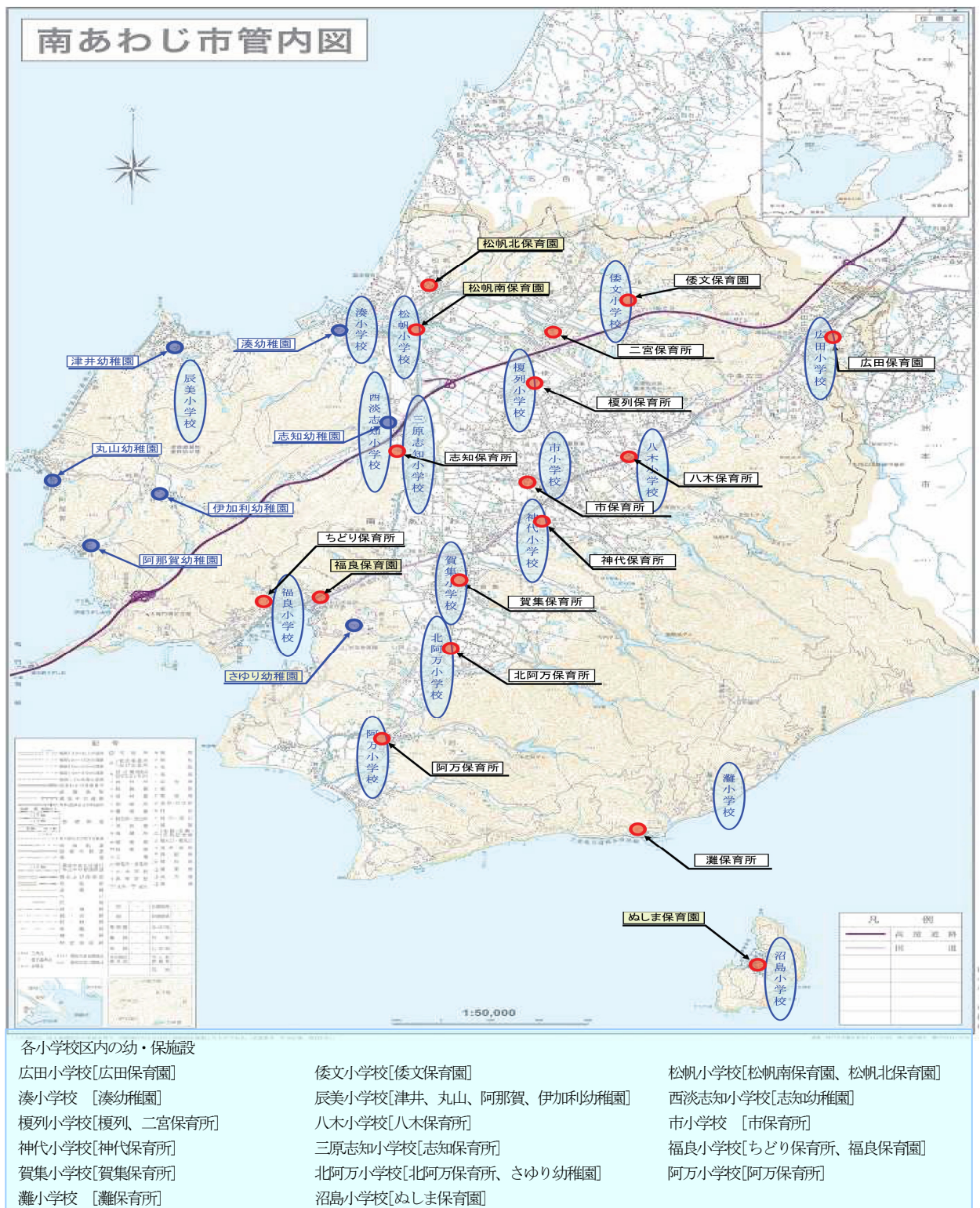
保育所・園	所在地	電話番号	定員	受入年齢	備考
倭文保育園	倭文庄田275番地	46-0654	60	生後10ヵ月以上	
広田保育園	広田中筋195番地1	45-0040	150	生後10ヵ月以上	
榎列保育所	榎列下幡多432番地	42-2392	90	生後10ヵ月以上	
二宮保育所	榎列松田747番地3	42-5323	60	生後1歳以上	
八木保育所	八木鳥井427番地	42-0559	120	生後10ヵ月以上	
市保育所	市三條886番地	42-0215	150	生後10ヵ月以上	平日延長保育(有料) 7:00~19:00
神代保育所	神代地頭方1496番地1	42-1252	120	生後10ヵ月以上	
志知保育所	志知佐礼尾363番地	42-3101	45	生後10ヵ月以上	一時保育有
ちどり保育所	福良乙1198番地1	52-0344	90	生後10ヵ月以上	一時保育有
賀集保育所	賀集1028番地	54-0458	120	生後1歳以上	平成26年度から受入年齢を生後10ヵ月以上
北阿万保育所	北阿万新田中57番地1	55-0075	90	生後1歳以上	
阿万保育所	阿万下町41番地	55-0133	90	生後1歳以上	
灘保育所	灘土生130番地	56-0130	30	生後1歳以上	

※通常の保育時間は、平日8:00~16:00、土曜日8:00~12:00です。ただし、必要のある方に限り、平日午後6時までの保育時間の延長があります。  
(灘保育所は、平日午後5時まで)

### 2 私立保育園

保育所・園	所在地	電話番号	定員	受入年齢	備考
松帆北保育園	松帆櫛田198番地	36-2410	40	生後2ヵ月以上	月~土7:30~18:30 平日延長保育(有料) 18:30~19:00
松帆南保育園 (分園含む)	松帆高屋192番地	36-2344	120	生後2ヵ月以上	月~土7:30~18:30 平日延長保育(有料) 18:30~19:00
福良保育園	福良甲496番地1	52-0252	50	生後10ヵ月以上	平日7:45~16:00(~18:00) 土曜日7:45~16:00
ぬしま保育園	沼島2484番地	57-0021	20	生後3ヵ月以上	平日8:15~16:15(~17:00) 土曜日8:15~12:15

図3 小学校区内保育所(園)・幼稚園 分布図



### 7) 保育料について

保育料は保護者の一年間の所得等に応じて、表5の各階層の額で決定しております。保育料の負担軽減策としては、3歳以上で義務教育修了前、兄姉から数えて第2子以降の児童について、保育料無料化を実施し、家庭への負担を軽減しています。また、ひとり親家庭及び障害児のある家庭への保育料負担軽減も実施しています。

表5 保育料徴収基準額表（平成25年4月1日現在）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準月額 (年齢は平成25年4月1日現在)			
階層区分	定 義	3歳未満児の 場合	3歳児 の場合	4歳以上児 の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)等	0円	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～8階層を除き、平成24年度の市民税の額が次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	9,000円	6,000円	6,000円
第3階層		市民税課税世帯	19,500円	16,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、平成24年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次に該当する世帯	40,000円未満	28,000円	26,000円	22,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	37,000円	30,000円	27,000円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	41,500円	33,000円	29,000円
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	45,000円	36,000円	32,000円
第8階層		734,000円以上	48,000円	39,000円	35,000円

8) 市内の認可外保育施設（託児所等）

表6 認可外保育施設の定員(平成24年度現在)

No.	施設名称	定員
1	翠鳳第一病院保育室	20人
2	すくすく保育園	24人
3	中林病院託児所	22人
4	平成保育所	25人
5	翁寿園内保育所	7人
6	南淡路病院託児所	15人
計		113人